

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった託送供給等約款（令和2年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）および附則12（料金についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
接続送電サービス				
接続送電サービス料金				
電灯定額接続送電サービス				
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	36.53	(0.77)	3.32	(0.07)
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	73.06	(1.54)	6.64	(0.14)
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	146.12	(3.08)	13.28	(0.28)
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	219.17	(4.61)	19.93	(0.42)
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	365.29	(7.69)	33.21	(0.70)
100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	182.66	(3.85)	16.61	(0.35)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1 機器につき	109.11	(2.30)	9.92	(0.21)
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	218.22	(4.60)	19.84	(0.42)
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき50ボルトア ンペアまでごとに	109.11	(2.30)	9.92	(0.21)

(注) ( ) 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
電灯標準接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)				
イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	214.50	(0.00)	19.50	(0.00)
上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	71.50	(0.00)	6.50	(0.00)
19 (接続送電サービス) (2)				
イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合				
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	176.00	(0.00)	16.00	(0.00)
上記をこえる接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	60.50	(0.00)	5.50	(0.00)
電力量料金				
1 キロワット時につき	8.92	(0.20)	0.81	(0.02)

(注) ( ) 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
電灯時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)				
イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	214.50	(0.00)	19.50	(0.00)
上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	71.50	(0.00)	6.50	(0.00)
19 (接続送電サービス) (2)				
イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合				
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	176.00	(0.00)	16.00	(0.00)
上記をこえる接続送電サービス 契約容量1キロボルトアンペアにつき	60.50	(0.00)	5.50	(0.00)
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	9.74	(0.20)	0.89	(0.02)
夜間時間				
1キロワット時につき	8.04	(0.20)	0.73	(0.02)
電灯従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	12.44	(0.20)	1.13	(0.02)

(注) ( ) 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
動力標準接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2) イ(イ)により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	456.50	(0.00)	41.50	(0.00)
19 (接続送電サービス) (2) イ(ハ)により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	374.00	(0.00)	34.00	(0.00)
電力量料金				
1キロワット時につき	6.46	(0.20)	0.59	(0.02)
動力時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2) イ(イ)により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	456.50	(0.00)	41.50	(0.00)
19 (接続送電サービス) (2) イ(ハ)により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	374.00	(0.00)	34.00	(0.00)
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	7.04	(0.20)	0.64	(0.02)
夜間時間				
1キロワット時につき	5.87	(0.20)	0.54	(0.02)
動力従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	13.94	(0.20)	1.27	(0.02)

(注) ( ) 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	594.00	(0.00)	54.00	(0.00)
電力量料金				
1キロワット時につき	2.56	(0.19)	0.24	(0.02)
高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	594.00	(0.00)	54.00	(0.00)
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	2.85	(0.19)	0.26	(0.02)
夜間時間				
1キロワット時につき	2.25	(0.19)	0.21	(0.02)
高圧従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	12.29	(0.19)	1.12	(0.02)
特別高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	522.50	(0.00)	47.50	(0.00)
電力量料金				
1キロワット時につき	1.15	(0.18)	0.11	(0.02)
特別高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	522.50	(0.00)	47.50	(0.00)
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	1.21	(0.18)	0.11	(0.02)
夜間時間				
1キロワット時につき	1.07	(0.18)	0.10	(0.02)
特別高圧従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	9.72	(0.18)	0.89	(0.02)

(注) ( ) 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
1年間を通じての最大需要電力等 が夜間時間に発生する場合の取扱 い				
ピークシフト割引額				
ピークシフト電力1キロ ワットにつき				
高圧で供給する場合	445.50	(0.00)	40.50	(0.00)
特別高圧で供給する場合	391.60	(0.00)	35.60	(0.00)
臨時接続送電サービス				
臨時接続送電サービス料金				
電灯臨時定額接続送電サービス				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペア までの場合	3.24	(0.07)	0.30	(0.01)
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペアま での場合	6.46	(0.12)	0.59	(0.01)
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	6.46	(0.12)	0.59	(0.01)
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペ アまでの場合	64.64	(1.24)	5.87	(0.11)
総容量が1キロボルトアン ペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	64.64	(1.24)	5.87	(0.11)
電灯臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	9.79	(0.20)	0.89	(0.02)
動力臨時定額接続送電サービス				
臨時接続送電サービス契約電力				
1キロワット1日につき	95.79	(1.30)	8.71	(0.12)
動力臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	7.71	(0.20)	0.70	(0.02)

(注) ( ) 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
高圧臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	3.03	(0.19)	0.28	(0.02)
特別高圧臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	1.35	(0.18)	0.13	(0.02)
予備送電サービス 予備送電サービス料金 予備送電サービスA 予備送電サービス契約電力1 キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合	60.50	(0.00)	5.50	(0.00)
予備送電サービスB 予備送電サービス契約電力1 キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合	81.40	(0.00)	7.40	(0.00)
	85.80	(0.00)	7.80	(0.00)
	135.30	(0.00)	12.30	(0.00)

(注) ( ) 内には，変更額を内数として記載

(2) 附則 12 (料金についての特別措置) に定める料金率

	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
接続送電サービス				
接続送電サービス料金				
電灯定額接続送電サービス				
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	35.76		3.25	
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	71.52		6.50	
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	143.04		13.00	
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	214.56		19.51	
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	357.60		32.51	
100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	178.81		16.26	
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1 機器につき	106.81		9.71	
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	213.62		19.42	
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき50ボルトア ンペアまでごとに	106.81		9.71	
電灯標準接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2) イ(イ)により接続送電サー ビス契約電力を定める場合				
1 接続送電サービスにつき 最初の接続送電サービス契 約電力6キロワットまで	214.50		19.50	
上記をこえる接続送電サー ビス契約電力1キロワット につき	71.50		6.50	



	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
19 (接続送電サービス) (2) イ(ロ)により接続送電サービス 契約容量を定める場合				
1 接続送電サービスにつき 最初の接続送電サービス契 約容量6キロボルトアンペ アまで	176.00		16.00	
上記をこえる接続送電サー ビス契約容量1キロボルト アンペアにつき	60.50		5.50	
電力量料金				
1キロワット時につき	8.72		0.79	
電灯時間帯別接続送電サービス 基本料金				
19 (接続送電サービス) (2) イ(イ)により接続送電サービ ス契約電力を定める場合				
1 接続送電サービスにつき 最初の接続送電サービス契 約電力6キロワットまで	214.50		19.50	
上記をこえる接続送電サー ビス契約電力1キロワット につき	71.50		6.50	
19 (接続送電サービス) (2) イ(ロ)により接続送電サービ ス契約容量を定める場合				
1 接続送電サービスにつき 最初の接続送電サービス契 約容量6キロボルトアンペ アまで	176.00		16.00	
上記をこえる接続送電サー ビス 契約容量1キロボル トアンペアにつき	60.50		5.50	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	9.54		0.87	
夜間時間				
1キロワット時につき	7.84		0.71	

	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
電灯従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	12.24		1.11	
動力標準接続送電サービス				
基本料金				
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	456.50		41.50	
19（接続送電サービス）（2） イ（ハ）により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	374.00		34.00	
電力量料金				
1キロワット時につき	6.26		0.57	
動力時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	456.50		41.50	
19（接続送電サービス）（2） イ（ハ）により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電 力1キロワットにつき	374.00		34.00	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	6.84		0.62	
夜間時間				
1キロワット時につき	5.67		0.52	
動力従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	13.74		1.25	

	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	594.00		54.00	
電力量料金				
1キロワット時につき	2.37		0.22	
高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	594.00		54.00	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	2.66		0.24	
夜間時間				
1キロワット時につき	2.06		0.19	
高圧従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	12.10		1.10	
特別高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	522.50		47.50	
電力量料金				
1キロワット時につき	0.97		0.09	
特別高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力				
1キロワットにつき	522.50		47.50	
電力量料金				
昼間時間				
1キロワット時につき	1.03		0.09	
夜間時間				
1キロワット時につき	0.89		0.08	
特別高圧従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	9.54		0.87	

	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
臨時接続送電サービス				
臨時接続送電サービス料金				
電灯臨時定額接続送電サービス				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペア までの場合	3.17		0.29	
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペアま での場合	6.34		0.58	
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	6.34		0.58	
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペ アまでの場合	63.40		5.76	
総容量が1キロボルトアン ペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	63.40		5.76	
動力臨時定額接続送電サービス				
臨時接続送電サービス契約電力				
1キロワット1日につき	94.49		8.59	